（外国生産行程管理者の認証の申請）

第五十四条　第二十八条の規定は、法第三十条第二項の認証の申請について準用する。この場合において、第二十八条中「登録認証機関」とあるのは「登録認証機関又は登録外国認証機関」と読み替えるものとする。

（外国流通行程管理者の認証の申請）

第五十四条の二　第二十八条の三の規定は、法第三十条第三項の認証の申請について準用する。この場合において、第二十八条の三中「登録認証機関」とあるのは「登録認証機関又は登録外国認証機関」と読み替えるものとする。

（格付を行う外国取扱業者の認証の技術的基準）

第五十五条　第二十九条の規定は、法第三十条第一項から第三項までの認証について準用する。

（外国小分け業者の認証に係る準用）

第五十六条　第三十二条及び第三十三条の規定は、法第三十一条の認証について準用する。この場合において、第三十二条中「登録認証機関」とあるのは「登録認証機関又は登録外国認証機関」と読み替えるものとする。

（格付を行う外国取扱業者の行う農林物資についての検査の方法等に係る準用）

第五十七条　第三十条の規定は法第三十条第五項において準用する法第十条第四項第一号の検査について、第三十一条の規定は法第三十条第五項において準用する法第十条第四項第二号の検査について、第三十一条の二の規定は法第三十条第五項において準用する法第十条第四項第三号の検査について、それぞれ準用する。

（認証品質外国取扱業者等の公示）

第五十八条　農林水産大臣は、第四十七条第一項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により報告を受けたときは、当該報告に係る認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者に係る同項第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項を公示しなければならない。

2　農林水産大臣は、第四十七条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者に係る同項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

3　農林水産大臣は、第四十七条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者に係る同項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

4　農林水産大臣は、第四十七条第四項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る認証方法外国取扱業者に係る同項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

（外国生産行程管理者の認定の申請）

第五十四条　第二十八条の規定は、法第十九条の三第二項の認定の申請について準用する。この場合において、第二十八条中「登録認定機関」とあるのは「登録認定機関又は登録外国認定機関」と、同条第四号中「第二十九条第二項各号」とあるのは「第五十五条において準用する第二十九条第二項各号」と読み替えるものとする。

（外国流通行程管理者の認定の申請）

第五十四条の二　第二十八条の三の規定は、法第十九条の三第三項の認定の申請について準用する。この場合において、第二十八条の三中「登録認定機関」とあるのは「登録認定機関又は登録外国認定機関」と、同条第五号中「次条第三項各号」とあるのは「第五十五条において準用する第二十九条第三項各号」と読み替えるものとする。

（外国製造業者等の認定の技術的基準）

第五十五条　第二十九条の規定は、法第十九条の三の認定について準用する。

（外国小分け業者の認定に係る準用）

第五十六条　第三十二条及び第三十三条の規定は、法第十九条の四の認定について準用する。この場合において、第三十二条中「登録認定機関」とあるのは「登録認定機関又は登録外国認定機関」と、同条第四号中「次条各号」とあるのは「第五十六条において準用する第三十三条各号」と読み替えるものとする。

（外国製造業者等の行う農林物資についての検査の方法等に係る準用）

第五十七条　第三十条の規定は法第十九条の六第一項において準用する法第十四条第四項第一号の検査について、第三十一条の規定は法第十九条の六第一項において準用する法第十四条第四項第二号の検査について、第三十一条の二の規定は法第十九条の六第一項において準用する法第十四条第四項第三号の検査について、それぞれ準用する。

（外国製造業者等の公示）

第五十八条　農林水産大臣は、第四十七条第一項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により報告を受けたときは、当該報告に係る外国製造業者等、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者に係る同項第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項を公示しなければならない。

2　農林水産大臣は、第四十七条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る外国製造業者等、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者に係る同項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

3　農林水産大臣は、第四十七条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る外国製造業者等、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者に係る同項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

（新設）